

第4章 教育・保育事業、 地域子ども・子育て支援事業

2015つちうらこどもプラン —土浦市子ども・子育て支援事業計画—



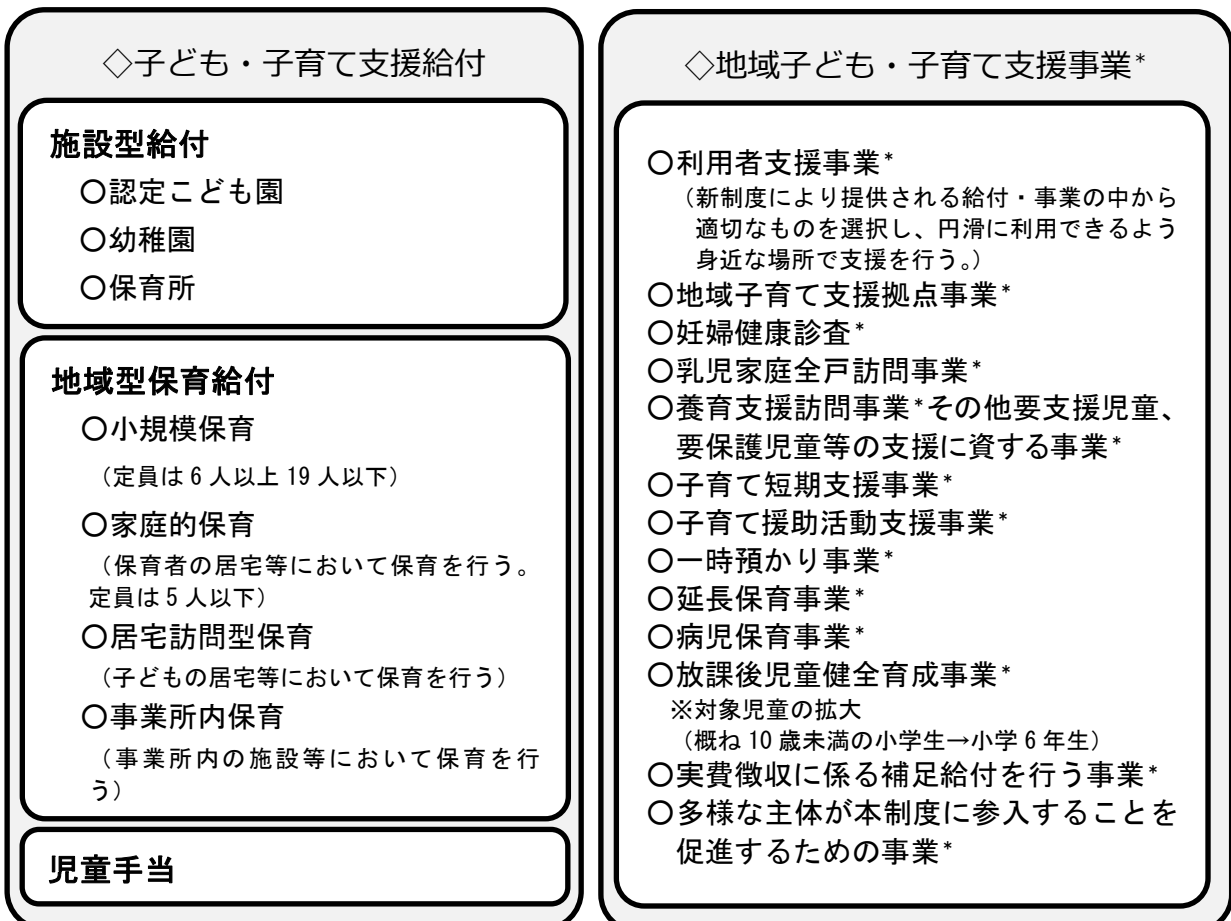
1 給付の認定区分

子ども・子育て支援法*では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われます。

■認定区分と提供施設

認定区分		給付を受けることとなる施設・事業
1号認定*	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 2号認定子ども以外のもの (第19条第1項第1号)	幼稚園、認定こども園*
2号認定*	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定め る事由により家庭において必要な保育を受ける ことが困難であるもの (第19条第1項第2号)	保育所、認定こども園
3号認定*	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、 保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定め る事由により家庭において必要な保育を受ける ことが困難であるもの (第19条第1項第3号)	保育所、認定こども園、 地域型保育事業*

■子育て支援の「給付」と事業の全体像



2 教育・保育提供区域の設定

(1) 区域設定における国の考え方

子ども・子育て支援事業計画*では、国の指針において、各自治体における「教育・保育の提供区域」を設定することが義務付けられています。区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、各地域の子どもの数や資源の状況を踏まえて検討を行いました。

■子ども・子育て支援法*

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 省略

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

国では、「教育・保育の提供区域」の設定について以下の点を述べています。

【国の区域設定における考え】(子ども・子育て支援法に基づく基本指針)

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業*の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業*を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

(2) 本市における教育・保育提供区域の設定

需給調整の柔軟性が高く、利用調整、広域性の確保、利用者の利便性等を考慮し、

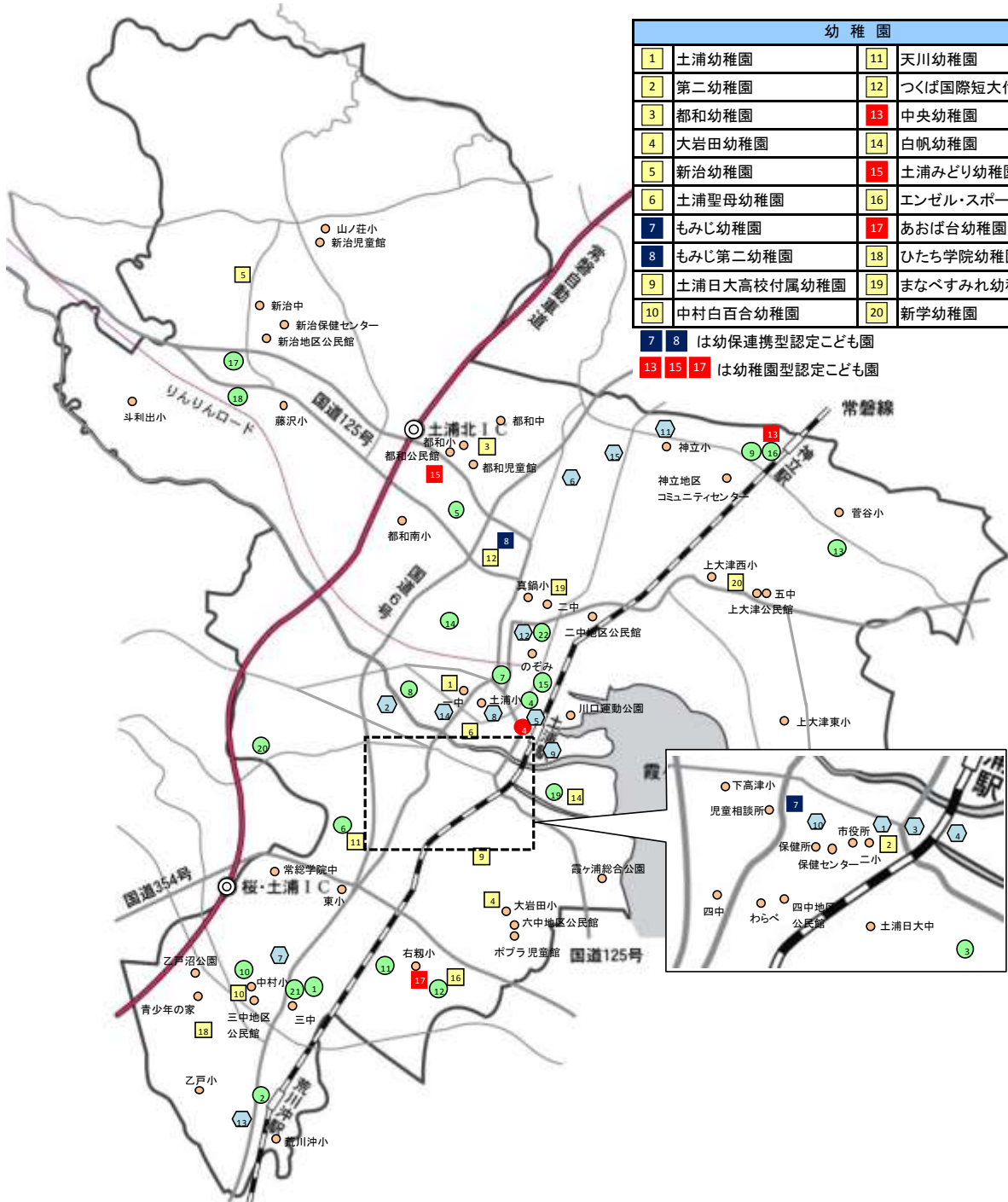
「市全域を1つの区域」

として設定することとします。

※この場合においても、市内各地域におけるサービスの提供状況やニーズ等のそれぞれの実情にも十分に配慮した上で、各種事業を行っていくこととします。

第4章 教育・保育事業、 地域子ども・子育て支援事業

■土浦市の子育て資源（各地域の施設設置状況は、平成26年4月現在。）



幼稚園		
1	土浦幼稚園	11 天川幼稚園
2	第二幼稚園	12 つくば国際短大付属幼稚園
3	都和幼稚園	13 中央幼稚園
4	大岩田幼稚園	14 白帆幼稚園
5	新治幼稚園	15 土浦みどり幼稚園
6	土浦聖母幼稚園	16 エンゼル・スポーツ幼稚園
7	もみじ幼稚園	17 あおば台幼稚園
8	もみじ第二幼稚園	18 ひたち学院幼稚園
9	土浦日大高校付属幼稚園	19 まなべすみれ幼稚園
10	中村白百合幼稚園	20 新学幼稚園

7 8 は幼保連携型認定こども園
13 15 17 は幼稚園型認定こども園

保育所	
1	新生保育所
2	荒川沖保育所
3	霞ヶ岡保育所
4	東崎保育所
4	東崎保育所駅前分園
5	都和保育所
6	天川保育所
7	新川保育所
8	桜川保育所
9	神立保育所
10	竹ノ入保育所
11	土浦愛隣会保育所
12	めぐみ保育園
13	白鳥保育園
14	エンゼル・ゆめ保育園
15	つくば国際保育園
16	中央保育園
17	高岡保育園
18	藤沢保育園
19	白帆保育園
20	あおぞら保育園
21	愛保育園
22	童話館保育園

認可外保育施設	事業所内託児施設
1	10
2	11
3	12
10	13
4	14
5	15
6	
7	
8	
9	
13	

10 中村白百合キッズクラブは中村白百合幼稚園に、
13 きらきら園は中央幼稚園に併設されています。

**第4章 教育・保育事業、
地域子ども・子育て支援事業**

(3) 地域子ども・子育て支援事業*の提供区域

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法*第 59 条に規定される以下の 13 事業です。

1	利用者支援事業*(子育てコンシェルジュなど)
2	地域子育て支援拠点事業*(地域子育て支援センター、子育て交流サロン、児童館など)
3	一時預かり事業*(幼稚園における在園児対象の一時預かり、保育所の一時預かりなど)
4	乳児家庭全戸訪問事業*(赤ちゃんおめでとう訪問事業)
5	養育支援訪問事業*その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
6	子育て援助活動支援事業*(ファミリー・サポート・センター事業)
7	子育て短期支援事業*(ショートステイ、トワイライトステイ事業)
8	延長保育事業*
9	病児保育事業*(病児・病後児保育事業)
10	放課後児童健全育成事業*(放課後児童クラブ)
11	妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健康診査*)
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業*
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業*

13 事業は、それぞれの特性を踏まえた区域設定とする必要があるため、以下の区域設定とします。

事業	事業の内容	区域
利用者支援事業	子ども及び保護者等、または妊娠している方が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及び保護者の身近な場所において、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業。	全市
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育ての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業。	全市
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。	全市
乳児家庭全戸訪問事業	すべての乳児のいる家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・助言・援助」を行う事業。	全市
養育支援訪問事業等	乳児家庭全戸訪問事業の実施等により把握した要支援児童や特定妊婦に対し、要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他の援助を行う事業。	全市
子育て援助活動支援事業	児童の一時的な預かり又は外出支援について、援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者の連絡・調整、講習の実施その他必要な支援を行う事業。	全市

第4章 教育・保育事業、
地域子ども・子育て支援事業

事業	事業の内容	区域
子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で、宿泊を含む預かりを行う「ショートステイ事業」、夜間までの預かりを行う「トワイライトステイ事業」がある。	全市
延長保育事業	特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業*の延長保育に係る利用料について、その全部又は一部を助成することにより必要な保育を確保する事業。	全市
病児保育事業	疾病にかかっている「保育を必要とする乳幼児」及び「家庭において保育を受けることが困難となった小学生」を保育所、認定こども園*、病院、診療所等の施設において保育を行う事業。	全市
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童について、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図る事業。	小学校区 (18区域)
妊婦健康診査	市町村が必要に応じて、妊婦に対して行う健康診査で、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じて医学的検査を行う事業。	全市
実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部又は一部を助成する事業。	全市
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業。	全市

3 教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保方策

(1) 幼児期の学校教育・保育

(保育所、幼稚園、認定こども園*等施設型、小規模保育、家庭的保育等地域型)

■教育・保育の量の見込み

(単位：人)

	平成 26年度 (定員)	平成 27年度 (見込み)	平成 28年度 (見込み)	平成 29年度 (見込み)	平成 30年度 (見込み)	平成 31年度 (見込み)
保育所利用者 (見込み)	1,930	2,037	2,068	2,070	2,069	2,073
幼稚園利用者 (見込み)	3,195	2,612	2,662	2,656	2,658	2,669
見込み量合計	5,125	4,649	4,730	4,726	4,727	4,742
確保量	—	5,283	5,301	5,437	5,437	5,437

※教育・保育は、ニーズ量にて算出した合計値から、各実績の割合等を勘案し見込んだ数値

(2) 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

提供体制、確保策の考え方

- 表は、平成 27 年度から平成 31 年度までの各年度における認定こども園*・幼稚園・保育所のニーズ量と定員を表しており、上段が認定区分ごとのニーズ量（①量の見込み）、中段が定員（②確保方策）、下段が定員の充足状況（②-①）となっています。また、1号認定*及び2号認定*では、本市の私立幼稚園への通園児数が多い3市（牛久市、かすみがうら市、つくば市）について、流入超過分を加味しています（広域調整）。
- 私立幼稚園の広域調整は、上記3市より本市の私立幼稚園に通園している児童数から、3市の私立幼稚園へ通園している児童数を引いて見込み量としています。今後も同様な傾向と想定し、5年間を同人数で設定しました。
- 地域型保育事業*は、現在の認可外保育施設のうち6施設が新制度に移行し、さらに平成 28 年度に1施設が開設することを見込んでいます。
- 平成 27 年度からの5年間では、1歳以上で定員が確保できていますが、3号認定*の0歳児で不足が生じています（不足を▲で表記）。そのため、平成 27 年度に小規模保育事業所を募集して、平成 29 年度に3施設が開設することを目標に設定し、定員増加分を見込んでいます。これにより、平成 29 年度以降は十分な提供ができる見込みとなっています。
- 表中の確認を受けない幼稚園とは、新制度に移行しない（施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けない）幼稚園のことです。新制度がスタートする平成 27 年度では、4園が従来の制度を採用し、そのうちの1園が平成 29 年度に新制度へ移行する見込みです。

■教育・保育:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位:人)

平成 27 年度		1号認定*	2号認定*	3号認定*	
				0歳	1・2歳
① 量の見込み	市内	1,853	1,452	243	663
	(他市町村 の子ども)	牛久市 30	牛久市 7		
		つくば市 205 かすみがうら市 107	つくば市 41 かすみがうら市 48		
② 確保方策	認定こども園、 幼稚園、保育所	市内 1,484	市内 1,679	市内 192	市内 713
		牛久市 14 つくば市 84 かすみがうら市 49	牛久市 7 つくば市 41 かすみがうら市 48		
	(確認を受け ない幼稚園)	市内 675	/	/	/
		牛久市 16 つくば市 121 かすみがうら市 58			
地域型保育事業			36	72	
②-①		306	227	▲ 15	122

第4章 教育・保育事業、
地域子ども・子育て支援事業

平成 28 年度		1号認定*	2号認定*	3号認定*	
				0歳	1・2歳
① 量の 見込み	市内	1,890	1,491	244	667
	(他市町村 の子ども)	牛久市 30 つくば市 205 かすみがうら市 107	牛久市 7 つくば市 41 かすみがうら市 48		
② 確保 方策	認定こども園、 幼稚園、保育所	市内 1,484	市内 1,679	市内 192	市内 713
		牛久市 14 つくば市 84 かすみがうら市 49	牛久市 7 つくば市 41 かすみがうら市 48		
	(確認を受け ない幼稚園)	市内 675 牛久市 16 つくば市 121 かすみがうら市 58			
	地域型保育事業			36	72
②-①		269	188	▲ 16	118

平成 29 年度		1号認定*	2号認定*	3号認定*	
				0歳	1・2歳
① 量の 見込み	市内	1,808	1,565	245	670
	(他市町村 の子ども)	牛久市 30 つくば市 205 かすみがうら市 84	牛久市 7 つくば市 41 かすみがうら市 71		
② 確保 方策	認定こども園、 幼稚園、保育所	市内 1,551	市内 1,737	市内 192	市内 713
		牛久市 14 つくば市 84 かすみがうら市 76	牛久市 7 つくば市 41 かすみがうら市 71		
	(確認を受け ない幼稚園)	市内 550 牛久市 16 つくば市 121 かすみがうら市 8			
	地域型保育事業			54	108
②-①		293	172	1	151

第4章 教育・保育事業、
地域子ども・子育て支援事業

平成 30 年度		1号認定*	2号認定*	3号認定*	
				0歳	1・2歳
①量の見込み	市内	1,809	1,566	242	672
	(他市町村の子ども)	牛久市 30 つくば市 205 かすみがうら市 84	牛久市 7 つくば市 41 かすみがうら市 71		
②確保方策	認定こども園、幼稚園、保育所	市内 1,551	市内 1,737	市内 192	市内 713
		牛久市 14 つくば市 84 かすみがうら市 76	牛久市 7 つくば市 41 かすみがうら市 71		
	(確認を受けない幼稚園)	市内 550 牛久市 16 つくば市 121 かすみがうら市 8			
	地域型保育事業			54	108
②-①		292	171	4	149

平成 31 年度		1号認定*	2号認定*	3号認定*	
				0歳	1・2歳
①量の見込み	市内	1,818	1,575	241	670
	(他市町村の子ども)	牛久市 30 つくば市 205 かすみがうら市 84	牛久市 7 つくば市 41 かすみがうら市 71		
②確保方策	認定こども園、幼稚園、保育所	市内 1,551	市内 1,737	市内 192	市内 713
		牛久市 14 つくば市 84 かすみがうら市 76	牛久市 7 つくば市 41 かすみがうら市 71		
	(確認を受けない幼稚園)	市内 550 牛久市 16 つくば市 121 かすみがうら市 8			
	地域型保育事業			54	108
②-①		283	162	5	151

4 地域子ども・子育て支援事業*の量の見込み、 提供体制の確保方策

(1) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)
延長保育事業*		934 人	868 人	880 人	880 人	880 人	882 人
放課後 児童健 全育成 事業*	低学年	1,211 人	1,261 人	1,197 人	1,195 人	1,178 人	1,204 人
	高学年	0 人	300 人	308 人	300 人	303 人	290 人
子育て短期支援事業*		0 人日	62 人日	63 人日	63 人日	63 人日	63 人日
地域子育て支援拠 点事業*		3,587 人回	3,533 人回	3,553 人回	3,562 人回	3,565 人回	3,555 人回
一時預 かり事 業*	幼稚園の 預かり事 業	92,145 人日	81,593 人日	83,057 人日	82,921 人日	83,013 人日	83,274 人日
	一時預かり (ファミ リサポ の未就 学児利 用含む)	6,461 人日	5,177 人日	5,236 人日	5,241 人日	5,244 人日	5,244 人日
病児保育事業*		0 人日	1,331 人日	1,350 人日	1,349 人日	1,350 人日	1,352 人日
子育て援助活動支 援事業* (就学児 のみ)		4 人日	22 人日	21 人日	21 人日	20 人日	21 人日
妊婦健康診査*		1,225 人	1,182 人	1,175 人	1,161 人	1,146 人	1,129 人
乳児家庭全戸訪問 事業*		1,156 人	1,105 人	1,098 人	1,085 人	1,071 人	1,055 人
養育支援訪問事 業*		39 人	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
利用者支援事業*		—	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

※放課後児童健全育成事業は、低学年は本市の利用実績、高学年は先行都市の利用実績をもとに算出した数値

※ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)、妊婦健康診査、養育支援訪問事業は平成 24 年度、平成 25 年度の実績値を勘案し見込んだ数値

(2) 地域子ども・子育て支援事業*の提供体制の確保内容及びその実施時期

①延長保育事業*

提供体制、確保策の考え方

- 保育所及び幼保連携型認定こども園*における2号認定*児童と3号認定*児童の時間外保育事業です。
- 見込み量に対して、平成27年度からの5年間で十分に提供量が確保できる見通しとなっています。
- 平成25年度の利用実績は934人であることから、今後の見込み量に対して現状の提供体制を維持することで確保を図ります。

■延長保育事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込(1年当たり)	868人	880人	880人	880人	882人
②確保方策(1年当たり)	934人	934人	934人	934人	934人
②-①	66人	54人	54人	54人	52人

②放課後児童健全育成事業* (放課後児童クラブ)

提供体制、確保策の考え方

- 小学校で実施している放課後児童クラブです。平成27年度からは6年生まで拡大して実施します。
- 市全体では教育・保育の見込み量に対して提供量が確保されていますが、小学校別に見ると、土浦小・下高津小・真鍋小・土浦第二小・神立小・都和南小において、平成27年度からの5年間にかけて不足することが予想されます。
- 平成27年度に土浦第二小1クラブ室38人分、都和南小1クラブ室35人分を整備し、真鍋小学校においては、平成28年度に1クラブ室38人分、平成29年度にも1クラブ室38人分を整備することを目標に設定し、提供量の確保を図ります。

■放課後児童健全育成事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込(1年当たり)	低学年	1,261人	1,197人	1,195人	1,178人	1,204人
	高学年	300人	308人	300人	303人	290人
②確保方策(1年当たり)	低学年	1,581人	1,619人	1,657人	1,657人	1,657人
	高学年					
②-①		20人	114人	162人	176人	163人

**第4章 教育・保育事業、
地域子ども・子育て支援事業**

■ 小学校別放課後児童健全育成事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

土浦小	年度(平成)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込(1年当たり)	138人	133人	132人	131人	131人
	②確保方策(1年当たり)	130人	130人	130人	130人	130人
	②-①	▲8人	▲3人	▲2人	▲1人	▲1人
下高津小	年度(平成)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込(1年当たり)	148人	142人	142人	140人	143人
	②確保方策(1年当たり)	140人	140人	140人	140人	140人
	②-①	▲8人	▲2人	▲2人	0人	▲3人
東小	年度(平成)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込(1年当たり)	86人	83人	82人	82人	82人
	②確保方策(1年当たり)	99人	99人	99人	99人	99人
	②-①	13人	16人	17人	17人	17人
大岩田小	年度(平成)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込(1年当たり)	115人	110人	110人	109人	111人
	②確保方策(1年当たり)	118人	118人	118人	118人	118人
	②-①	3人	8人	8人	9人	7人
真鍋小	年度(平成)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込(1年当たり)	187人	180人	178人	177人	178人
	②確保方策(1年当たり)	114人	152人	190人	190人	190人
	②-①	▲73人	▲28人	12人	13人	12人
都和小	年度(平成)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込(1年当たり)	105人	101人	100人	99人	99人
	②確保方策(1年当たり)	117人	117人	117人	117人	117人
	②-①	12人	16人	17人	18人	18人
荒川沖小	年度(平成)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込(1年当たり)	81人	79人	78人	77人	77人
	②確保方策(1年当たり)	88人	88人	88人	88人	88人
	②-①	7人	9人	10人	11人	11人
中村小	年度(平成)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込(1年当たり)	99人	94人	94人	93人	95人
	②確保方策(1年当たり)	118人	118人	118人	118人	118人
	②-①	19人	24人	24人	25人	23人

第4章 教育・保育事業、
地域子ども・子育て支援事業

土浦第二小	年度(平成)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込(1年当たり)	108人	104人	104人	103人	104人
	②確保方策(1年当たり)	76人	114人	114人	114人	114人
	②-①	▲32人	10人	10人	11人	10人
上天津東小	年度(平成)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込(1年当たり)	49人	49人	49人	49人	49人
	②確保方策(1年当たり)	80人	80人	80人	80人	80人
	②-①	31人	31人	31人	31人	31人
上天津西小	年度(平成)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込(1年当たり)	1人	1人	1人	1人	1人
	②確保方策(1年当たり)	40人	40人	40人	40人	40人
	②-①	39人	39人	39人	39人	39人
神立小	年度(平成)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込(1年当たり)	128人	124人	123人	122人	122人
	②確保方策(1年当たり)	109人	109人	109人	109人	109人
	②-①	▲19人	▲15人	▲14人	▲13人	▲13人
右穂小	年度(平成)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込(1年当たり)	79人	76人	75人	75人	75人
	②確保方策(1年当たり)	76人	76人	76人	76人	76人
	②-①	▲3人	0人	1人	1人	1人
都和南小	年度(平成)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込(1年当たり)	65人	62人	62人	61人	62人
	②確保方策(1年当たり)	35人	70人	70人	70人	70人
	②-①	▲30人	8人	8人	9人	8人
乙戸小	年度(平成)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込(1年当たり)	66人	65人	64人	64人	64人
	②確保方策(1年当たり)	77人	77人	77人	77人	77人
	②-①	11人	12人	13人	13人	13人
菅谷小	年度(平成)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込(1年当たり)	29人	28人	28人	28人	28人
	②確保方策(1年当たり)	38人	38人	38人	38人	38人
	②-①	9人	10人	10人	10人	10人

**第4章 教育・保育事業、
地域子ども・子育て支援事業**

藤沢小	年度(平成)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込(1年当たり)	61人	58人	58人		
	②確保方策(1年当たり)	76人	76人	76人		
	②-①	15人	18人	18人		

山ノ荘小	年度(平成)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込(1年当たり)	16人	16人	16人		
	②確保方策(1年当たり)	50人	50人	50人		
	②-①	34人	34人	34人		

小中一貫校 (新治地区)	年度(平成)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	①量の見込(1年当たり)				74人	75人
	②確保方策(1年当たり)				76人	76人
	②-①				2人	1人

放課後子供教室との連携等

○ 平成31年度までには、放課後子供教室（第5章施策の展開 No.50）の全小学校整備に合わせ、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を目指します。

＜具体的方策＞

- ・ 共通のプログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、学校区ごとの定期的な打ち合わせの場を設ける。
- ・ 全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実を図る。
- ・ 特別な支援を必要とする児童も参加できるよう配慮する。

○ 小学校の余裕教室等の活用については、放課後児童クラブ、放課後子供教室ともに教育委員会が所管していることから、小学校に対し引き続き協力を求めていきます。

○ 放課後児童クラブの開所時間の延長については、今後、小学校と協議のうえ検討していきます。

③子育て短期支援事業*（ショートステイ、トワイライトステイ）

提供体制、確保策の考え方

- 家庭での養育が一時的に困難になった児童を保護する事業です。本市では宿泊を伴うショートステイを実施しており、最長1週間の利用が可能です。
- 1年間の見込み量に対して、平成27年度からの5年間で十分に提供量が確保できる見通しとなっています。
- 社会福祉法人茨城県道心園及び日本赤十字社乳児院と事業に対しての協定を締結し、提供体制を整備しています。今後は、近隣施設と新たに協定を締結するなど十分な確保を図ります。
- トワイライトステイについては、現在は実施していないため、地域性やニーズを勘案しながら検討していきます。

■子育て短期支援事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込(1年当たり)	62人日	63人日	63人日	63人日	63人日
②確保方策(1年当たり)	62人日	63人日	63人日	63人日	63人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

④地域子育て支援拠点事業*

提供体制、確保策の考え方

- 本市の地域子育て支援拠点事業は、地域子育て支援センター4施設、子育て交流サロン2施設、児童館3館となっています。
- 平成25年度における利用者数の月平均3,587人回を確保量とし、今後の見込み量に対して現状の提供体制を維持することで確保できる見通しとなっています。
- 認定こども園*は、子育て支援機能の整備が義務付けられていることから、併設の地域子育て支援センターの設置についても今後検討が必要です。

■地域子育て支援拠点事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込(1月当たり)	3,533人回	3,553人回	3,562人回	3,565人回	3,555人回
②確保方策(1月当たり)	3,587人回 (9か所)	3,587人回 (9か所)	3,587人回 (9か所)	3,587人回 (9か所)	3,587人回 (9か所)
②-①	54人回	34人回	25人回	22人回	32人回

第4章 教育・保育事業、 地域子ども・子育て支援事業

⑤一時預かり事業*

提供体制、確保策の考え方

- 1番目と2番目の表は、幼稚園及び認定こども園*（幼保連携型認定こども園の2号認定*児童を除く。）在園児の時間外保育事業です。3番目の表は、幼稚園及び認定こども園における在園児以外、保育所入所児童以外及びファミリー・サポート・センターの未就学児を対象とした一時預かり事業です。
- それぞれの見込み量に対して、平成27年度からの5年間で十分に提供量が確保できる見通しとなっています。
- 平成25年度の実績における児童一人当たりの平均年間利用日数を、各年度の認定児童数の推計と掛け合わせて算出しています。今後の見込み量に対して現状の提供体制を維持することで確保を図ります。

■一時預かり事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

【一時預かり事業 (幼稚園在園児・1号認定*)】	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込(1年当たり)	20,553 人日	20,962 人日	20,907 人日	20,918 人日	21,017 人日
②確保方策(1年当たり)	20,553 人日 (20 か所)	20,962 人日 (20 か所)	20,907 人日 (20 か所)	20,918 人日 (20 か所)	21,017 人日 (20 か所)
②-①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【一時預かり事業 (幼稚園在園児・2号認定*)】	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込(1年当たり)	61,040 人日	62,095 人日	62,014 人日	62,095 人日	62,257 人日
②確保方策(1年当たり)	61,040 人日 (16 か所)	62,095 人日 (16 か所)	62,014 人日 (16 か所)	62,095 人日 (16 か所)	62,257 人日 (16 か所)
②-①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【一時預かり事業(幼稚園在園児以外)】	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込(1年当たり)	5,177 人日	5,236 人日	5,241 人日	5,244 人日	5,244 人日
②確保方策(1年当たり)	6,461 人日 (19 か所)	6,461 人日 (19 か所)	6,461 人日 (19 か所)	6,461 人日 (19 か所)	6,461 人日 (19 か所)
②-①	1,284 人日	1,225 人日	1,220 人日	1,217 人日	1,217 人日

⑥病児保育事業*（病児・病後児保育事業）

提供体制、確保策の考え方

- 疾病にかかっている児童及び回復期中の児童を保育所や病院等の施設で保育する事業です。
- 平成 25 年度末の体制では見込み量に対して確保量の不足が予想されますが、平成 26 年度に開園する認定こども園エンゼル・ママが病後児保育の実施を予定しています。また、土浦市ファミリー・サポート・センターによる病後児保育については、研修受講者（病後児に対応できるよう研修を受講した協力会員）を毎年度 3 名ずつ増やしていくことを目標に設定し、提供体制を確保します。
- 病児保育は、平成 26 年度の時点で市内に実施施設がないことから、医療機関等に協力を要請するなど、ニーズを勘案しながら対応を検討していきます。

■病児保育事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込(1年当たり)	1,331 人日	1,350 人日	1,349 人日	1,350 人日	1,352 人日
②確保方策(1年当たり)	906 人日 (2 か所)	1,062 人日 (2 か所)	1,140 人日 (2 か所)	1,296 人日 (2 か所)	1,374 人日 (2 か所)
②-①	▲425 人日	▲288 人日	▲209 人日	▲54 人日	22 人日

⑦子育て援助活動支援事業*（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児のみ）

提供体制、確保策の考え方

- 児童の一時的な預かり又は外出支援について、協力会員と利用会員の連絡・調整、協力会員養成講習の実施、その他必要な支援を行うファミリー・サポート・センター事業です。本市は、社会福祉協議会に委託し、実施しています。
- 見込み量に対して、平成 27 年度からの 5 年間で十分に提供量が確保できる見通しとなっています。
- 平成 25 年度の協力会員数は 120 名となっており、今後の見込み量に対して現状の提供体制を維持することで確保を図ります。

■子育て援助活動支援事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込(1週当たり)	22 人日	21 人日	21 人日	20 人日	21 人日
②確保方策(1週当たり)	180 人日 (1か所)	180 人日 (1か所)	180 人日 (1か所)	180 人日 (1か所)	180 人日 (1か所)
②-①	158 人日	159 人日	159 人日	160 人日	159 人日

第4章 教育・保育事業、 地域子ども・子育て支援事業

⑧妊婦健康診査*

提供体制、確保策の考え方

- 妊婦に対して行う健康診査です。本市は、14回分の健康診査費用を助成しています。実施は、茨城県医師会に委託しているほか、県外の里帰り受診に対しても助成しています。
- 見込み量に対して、平成27年度からの5年間で十分に提供量が確保できる見通しとなっています。
- 妊婦届出件数／出生数の4年間の平均1.07を各年度の新生児数に掛けて妊婦数を推計しています。

■妊婦健康診査:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込(1年当たり)	1,182人	1,175人	1,161人	1,146人	1,129人
②確保方策(1年当たり)	1,182人	1,175人	1,161人	1,146人	1,129人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

⑨乳児家庭全戸訪問事業* (赤ちゃんおめでとう訪問事業)

提供体制、確保策の考え方

- 生後4か月以内の乳児のいる家庭を訪問し、情報提供、環境把握、支援を行う事業です。本市は、土浦市民生委員児童委員協議会に委託し、民生委員がおおよそ90%の乳児のいる家庭を訪問し、残りを市の保健師が訪問し実施しています。
- 見込み量に対して、平成27年度からの5年間で十分に提供量が確保できる見通しとなっています。

■乳児家庭全戸訪問事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込(1年当たり)	1,105人	1,098人	1,085人	1,071人	1,055人
②確保方策(1年当たり)	1,105人	1,098人	1,085人	1,071人	1,055人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

⑩養育支援訪問事業*

提供体制、確保策の考え方

- 乳児家庭全戸訪問事業等で把握した支援を要する家庭に対して、支援を行う事業です。
- 見込み量に対して、市保健師の訪問により平成 27 年度からの5年間で十分に提供量が確保できる見通しとなっています。

■養育支援訪問事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込(1年当たり)	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
②確保方策	市保健師が訪問	市保健師が訪問	市保健師が訪問	市保健師が訪問	市保健師が訪問
②-①	—	—	—	—	—

⑪利用者支援事業*

提供体制、確保策の考え方

- 子ども及び保護者等、または妊娠している方が、子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。
- 本庁舎に子育てコンシェルジュを 1 名配置することを目標に設定します。他の施設への配置については、今後の状況をみて検討していきます。

■利用者支援事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込(1年当たり)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保方策(1年当たり)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②-①	—	—	—	—	—

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業*

提供体制、確保策の考え方

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の上乗せ徴収（実費徴収）について助成する事業です。
- 幼稚園、保育所及び認定こども園*の保育料については、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例により利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。
- 今後は、国の動向や各施設の実費徴収の状況に応じて、助成の実施を検討していきます。

第4章 教育・保育事業、 地域子ども・子育て支援事業

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業*

提供体制、確保策の考え方

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。
- また、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施する事業です。
- 必要に応じて、特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進していきます。特に、小規模保育については、3号認定*におけるニーズを確保するに当たり重要となるため、積極的な働きかけを行います。
- 新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには一定の時間が必要となるため、新規施設事業者を適切に支援していきます。

5 教育・保育の一体的提供及び体制の確保について

(1) 教育・保育、子育て支援の方向性

(幼保連携型事業に向けた考え方)

本市の次代を担う子どもの教育・保育並びに保護者に対する総合的な子育て支援の方向性は、少子高齢化の進行や行財政改革を正面に見据え、本市のまちづくり・地域づくりの視点に立って推進します。

推進にあたっては、行政の事業と民間、地域の活力を相互交流させ、子育てを協働する地域コミュニティを創造し、子どもの健やかな成長に全市ぐるみで取り組みます。

①施設・設備、職員の充実

- ・認定こども園*に関し、県との連携体制を確立し、整備を支援していく。
- ・保育所・幼稚園の適正配置に配慮しながら、整備を支援していく。
- ・幼稚園教諭と保育士の研修参加機会の拡充や、施設・事業の第三者評価の実施など、教育・保育の質の向上に取り組む。

②保護者の就労・子育て支援

- ・保護者のニーズに応える支援体制づくりを進める。(保育や子育て支援の拡充)
- ・子育てで家庭に配慮した働き方を進めている企業を支援する。

③民間活力の導入

- ・保育・教育・子育て支援事業への民間参入を促進する。

④地域活力の導入

- ・地域の人材（ボランティアや高齢者等）を保育・教育・子育て支援の現場に導入し、子育ての輪・和を広げる。
- ・多様な子育ての知恵・ノウハウ・価値を現場に活かす。

⑤子育てをまちづくり・地域づくりの核に位置付ける

- ・地域の保・幼・小の連携により、教育・文化・生産活動などの拠点とする。
- ・地域住民（特に高齢者）やNPO等と文化・生産活動などを通して、密接不可分な関係をつくりだす。(共生・共育)

施策：教育・保育事業／地域子ども・子育て支援事業

(1) 幼児教育及び保育の提供体制の充実

【具体的事業】

(ア) 教育・保育事業

具体的事業	具体的事業の概要	平成 26 年 4 月現在 又は 平成 25 年度実績	目標指標 (平成 31 年度)	担当課
1 教育・保育事業	子ども・子育て支援法*に基づく施設型給付(幼稚園・保育所・認定こども園*)及び地域型保育給付(小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育)、または私学助成による幼稚園により、幼児教育又は保育を提供する事業。	保育所待機児童数 20 人 (平成 25 年 10 月 1 日時点)	必要な供給体制の確保	こども福祉課 教育総務課 学務課

(2) すべての家庭が子どもを産み育てやすい支援事業の充実

【具体的事業】

(ア) 地域子ども・子育て支援事業*

具体的事業	具体的事業の概要	平成 26 年4月現在 又は 平成 25 年度実績	目標指標 (平成 31 年度)	担当課
2 延長保育事業* (時間外保育事業)	保育所及び幼保連携型認定こども園*における2号認定*児童と3号認定*児童の時間外保育事業。	利用児童数 934人	継続	こども福祉課
3 放課後児童健全育成事業*(放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業。	実施か所数 18か所 (34クラブ) 低学年(1~3年生)対象	実施か所数 17か所 (43クラブ) 6年生までの受け入れ拡大	生涯学習課
4 子育て短期支援事業*(ショートステイ、トワイライトステイ)	家庭において、保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなったお子さんを、児童養護施設等でお預かりすることにより、児童及びその家庭への子育て支援を図る事業。	利用希望者なし トワイライトステイは未実施	継続 トワイライトステイは、ニーズを勘案しながら検討	こども福祉課
5 地域子育て支援拠点事業*(子育て交流サロン)	現在子育て中の方に交流の場を提供するとともに、子育て経験豊かなスタッフが、子育てに関する情報提供及び相談などを行う事業。	設置か所数 2か所	継続	こども福祉課
6 地域子育て支援拠点事業*(地域子育て支援センター)	核家族化の進行や少子化の影響による、子ども同士の交流や地域の人とのふれあいの減少及び育児不安の解消等に対応するため、地域全体で連携して子育てを支援することを目的に保育所を中心として事業を展開。	設置か所数 4か所	継続	こども福祉課
7 地域子育て支援拠点事業*(児童館)	子どもたちの安全な居場所づくりと子育て家庭の交流の拠点として、たくさんのイベントを用意し、子どもたちに健全な遊びを与え、情操を豊かにし、その健康を増進しながら児童の健全育成を図る事業。	設置か所数 3か所	設置か所数 4か所	こども福祉課

**第4章 教育・保育事業、
地域子ども・子育て支援事業**

具体的事業	具体的事業の概要	平成 26 年4月現在 又は 平成 25 年度実績	目標指標 (平成 31 年度)	担当課	
8	一時預かり事業* (幼稚園・認定こども園)	幼稚園及び認定こども園*において、在園児(幼保連携型認定こども園の2号認定*児童を除く。)を通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに預かる事業。	利用者数 92,145 人	継続	こども福祉課 教育総務課 学務課
9	一時預かり事業* (幼稚園在園児以外の未就学児童)	保護者が仕事の都合や家族の急病等により、断続的に又は一時的に子どもの保育ができない時に、幼稚園・保育所・認定こども園・土浦市ファミリー・サポート・センターで子どもを預かり、保育を行う事業。(当該施設入所(園)児童を除く。)	実施か所数 19 か所 利用者数 6,461 人	継続	こども福祉課 教育総務課 学務課 社会福祉協議会
10	病児保育事業* (病児・病後児保育事業)	疾病にかかっている児童及び回復期中の児童を保育所や病院、土浦市ファミリー・サポート・センター等で保育する事業。	実施か所数 1 か所 病児保育事業は未実施	実施か所数 2 か所 病児保育事業は、ニーズを勘案しながら検討	こども福祉課 社会福祉協議会
11	子育て援助活動支援事業*(ファミリー・サポート・センター事業)	土浦市ファミリー・サポート・センターにおいて、就学児童の一時的な預かり又は外出支援について、協力会員と利用会員の連絡・調整、協力会員養成講習の実施その他必要な支援を行う事業。	利用会員数 37 人 協力会員数 120 人	継続	こども福祉課 社会福祉協議会
12	妊婦健康診査*	妊婦に対する健康診査を医療機関に委託し、妊婦の保健の保持増進を図る事業。 (14 回の受診券交付)	受診率 74.8%	継続	健康増進課
13	乳児家庭全戸訪問事業*(赤ちゃんおめでとう訪問事業)	土浦市民生委員児童委員協議会連合会に委託して生後4 か月までの乳児がいる家庭を訪問し、情報提供、環境把握、支援を行う事業。(一部、保健師による訪問を実施。)	1,156 人	継続	健康増進課
14	養育支援訪問事業*	乳児家庭全戸訪問事業の実施等により把握した要支援児童や特定妊婦に対し、要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他の援助を行う事業。	39 人	継続	健康増進課

**第4章 教育・保育事業、
地域子ども・子育て支援事業**

具体的事業	具体的事業の概要	平成 26 年4月現在 又は 平成 25 年度実績	目標指標 (平成 31 年度)	担当課	
15	利用者支援事業*	子ども及び保護者等、または妊娠している方が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及び保護者の身近な場所において、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業。	—	1 か所	こども福祉課
16	実費徴収に係る補足給付を行う事業*	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の上乗せ徴収(実費徴収)について助成する事業。	—	実施を検討	こども福祉課
17	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業*	特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業。また、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施する事業。	—	適切に実施	こども福祉課